

別表（第3条関係）

被災者住宅再建支援金

（単位：万円）

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

備考

- 「建設・購入」とは、その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯をいう。
- 「補修」とは、その居住する住宅を補修する世帯をいう。
- 「賃借」とは、その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯をいう。
- 加算支援金のうち、2以上に該当するときの加算支援金の額は、最も高いものとする。
- 特定長期避難世帯の世帯主に対する被災者住宅再建支援金の額は、複数世帯にあっては当該額に70万円を加えた額（その額が300万円を超えるときは、300万円）、単数世帯にあっては52万5千円を加えた額（その額が225万円を超えるときは、225万円）とする。